

あなたがおうちの FP 通信



HPはこちら

毎年恒例！年末調整が始まります！

寒さも深まり、年末の足音が聞こえてきますね。毎年この時期になると行われる一大イベント。それが【年末調整】。「なんだかよくわからないけど、会社の人に書けて言われているから書いて、提出。一体何をやっているのだろう・・・？」とならないよう、この機会に確認しておきましょう！

何を調整しているの？

年末調整は何のために行っているのか？それは「**所得税**」を確定させるために行っています。

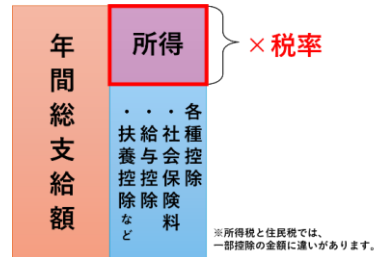
所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。～国税庁より引用～

所得税は個人の「所得」を確定させることで税額が決まります。その所得を確定するのが「**年末調整**」です。※所得って何??という方はFP通信8月号をチェックしてみましょう！

「所得が決まらないと税額が分からないなら、毎月給料から引かれているのはなぜ?」と思われたかもしれません。実は、毎月給料から引かれている所得税は(仮)の金額。仮の金額で毎月納め、所得が確定した年末に正しい税額になるよう調整します。日本は「超過累進課税」といって、所得が多くなると段階的に税率も高くなります。

年末調整をしっかりと行い、各種控除を申請して所得額を確定させる。そうして初めて適正な税率となります。無駄な税金を払うことのないようしっかりと確認、申請しましょう。

※企業が給料を払う段階(給料の源泉)で所得税を徴収するので「**源泉徴収**」、源泉徴収をして確定した所得税額等が記載されているのが**源泉徴収票**となります。



注意：会社員でも確定申告が必要な人

- 給与年収が2000万円を超える人
- 給与所得、退職所得以外の所得金額が20万円を超える人
- 2か所以上から給与を受け取っている人
- 住宅ローン控除の適用を受ける人(初年度のみ)
- 雑損控除、医療費控除、寄付金控除の適用を受ける人

上記に該当する人は、改めて確定申告をご自身で行う必要があります。

お金のクイズ

先日行われた選挙のこともあり、税金に関心が集まっていますね。今回は消費税について。日本では消費税が10%(軽減税率は8%)となっていますが、アメリカの消費税は何%でしょうか？

1. 0%
2. 5%
3. 15%

(答えは裏面にあります!)

報告その2

先月に続き、今月もご報告です。

このたび、**1級ファイナンシャル・プランニング技能士**資格を取得いたしました。

先月お知らせしたCFPが民間資格であるのに対し、今回取得した技能士は国家資格です。

この資格をもとに、FP通信の内容をさらに充実させ、皆様の資産形成やライフプランニングに役立つ情報を提供できるよう努めてまいります。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。





年末調整に関する基本的な控除について確認!

税金の仕組みを知ることは、社会や経済を知ることにつながる。

年末調整をする上で最低限抑えておきたい控除について確認する。

給与所得控除

給与所得控除は、会社員やパートアルバイトの方が使える控除。

収入により控除される金額が変わる。個人事業主や企業で言う

「経費」のようなもの。**控除金額は 55 万円～。**

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

基礎控除

基礎控除は納税者本人の合計所得が 2,400 万円以下であれば適用される控除。

控除額は 48 万円。合計所得が 2,400 万円を超えると控除額も減額される。

Check!! 給与控除(55万)+基礎控除(48万)=103万円

これを超えると所得が発生するので所得税が発生する。いわゆる 103 万の壁。

配偶者控除

配偶者控除は、対象となる配偶者がいる場合に適用される控除。**控除額は 38 万円**※納税者の所得により減額あり

対象となる配偶者の合計所得が 48 万円以下である必要がある。(年収で言うと 103 万円)

扶養控除

扶養控除は納税者本人に扶養親族がいる場合に適用される控除。

控除金額は 38 万円～。控除の対象となる扶養親族の年齢は 16 歳以上の人で、

控除額は年齢等によって変わる。

Check!! 16 歳未満の扶養親族は対象にはならない。

その代わりに児童手当が支給されている。

区分	年齢	控除額
一般扶養親族	16歳以上～ 19歳未満	38万円
特定扶養親族	19歳以上～ 23歳未満	63万円
一般扶養親族	23歳以上～ 70歳未満	38万円
老人扶養親族	70歳以上	同居
		58万円 それ以外 48万円

他にも様々な控除があります。適正な税金計算を行うためにしっかりと確認しましょう

クイズの答え・・・・・・・・答えは!

日本にいると当たり前を感じる消費税。なんと**アメリカでは 0%!!**

消費税は経済全体にとってマイナスとアメリカでは考えられています。

国全体を成長させるのに適していないと捉えられているためですね。

それに近い税制として「小売売上税」という税制があります。

日本とは違った特徴があるので興味がある方はぜひ調べてみてください。



～友達登録をお願いします～

友達登録がまだ済んでいない方は、こちらの QR コードから LINE の友達登録をお願いします。登録をすると、FP 通信が LINE で送られてきます。

また、今後有益な情報があれば LINE にて配信する予定です。

よろしくお願いします。



あなたがおうちの FP
日本 FP 協会 CFP 認定者
1 級ファイナンシャル・プランニング技能士
三井貴司

あなたがおうちの FP は金融知識の定着と向上を

目的として「顧客第一」で情報発信しています。

不動産・保険・金融商品の勧誘、手数料目的での

販売は一切行っておりません。

